

厚生委員會議録第二十六号

昭和二十八年七月二十五日(土曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事 青柳 一郎君 理事 古屋 菊男君

理事 長谷川 保君 理事 堤 ツルヨ君

越智 茂君 田中 元君

山口六郎次君 山下 春江君

萩元たけ子君 柳田 秀一君

岡 良一君 亘 四郎君

出席政府委員

厚生事務官 安田 巖君
(社会局長)

委員外の出席者

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

専門員 山本 正世君

七月二十五日

堤ツルヨ君が理事に補欠当選した。

七月二十四日

社会福祉事業振興会法案(青柳一郎君外二十四名提出、衆法第四五号)

歯科医師法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第三号)

同月二十五日

災害救助法の一部を改正する法律案(青柳一郎君外二十二名提出、衆法第四四号)

の審査を本委員会に付託された。

同月二十四日

中共地区よりの帰国者援護に関する陳情書(京都府会議長北村平三郎)

(第一一九八号)

健康保険給付期間の延長等に関する陳情書(国立岐阜療養所患者自治会会長古根房吉外六百一十一名)

(第一二四八号)

未復員者給与法にて療養中の復員患者に生活費支給の陳情書(国立岐阜療養所患者自治会会長古根房吉外六百一十一名)

(第一二四九号)

民生委員の活動費並びに指導訓練費に対する国庫補助に関する陳情書(京都市民生児童委員連盟会長片粕由郎外四名)

(第一二五〇号)

児童補導組織の一元化等に関する陳情書(京都市民生児童委員連盟会長片粕由郎外四名)

(第一二五一号)

社会福祉事業金融公庫法制定に関する陳情書(大阪市役所内大阪市社会福祉協議会会長坂間棟治外二十二名)

(第一二五二号)

戦犯受刑者並びに獄死者等の遺族援護に関する陳情書(高知県議会議長横山徳郎)

(第一二六五号)

戦死者の特種漁船員の遺族に対する援護法適用に関する陳情書(高知県議会議長横山徳郎)

(第一二七五号)

健康保険法の一部改正に関する陳情書(京都府会議長北村平三郎)

(第一三〇一号)

戦争受刑者遺族援護に関する陳情書(大分市荷揚町大分県戦争受刑者世話会理事長岩崎寅)

〇小島委員長 次いで社会福祉事業金融対策に関する小委員長より報告を聴取したいと存じます。青柳一郎君。〇青柳委員長 社会福祉事業金融対策に関する小委員会は、設置以来数回にわたりました非常に慎重に討議をいたした結果、その目的とするところを一つの法案としてまとめることができたとあります。この法案につきまして御報告をいたすことが小委員の報告とお認めを願いたいと思います。終戦後民間社会福祉事業はますますその重要性を加えて参りましたが、補助金についての嚴重な制限、物価の高騰等により施設の修理、改造等に困難を感じ、昭和二十二年以降共同募金運動の展開を見ましたが、配分対象の増加によりまして実質的な配分額は減少する状況でありまして、社会福祉事業の振興のためには、長期低利の資金融通をはかる必要性が強く要望せられて来たのでありまして、ここにこの要望に沿いまして、社会福祉事業振興会を設置せんとするのがわれわれ小委員会の一の結論でございます。しかしてここに一つの法案をつくつたのであります。その法案の概要を御説明申し上げます。

〇小島委員長 御異議なしと認めます。よつて本案の討論は省略し、ただちに採決いたします。本案を原案の通り可決するに御異議ございませんか。〇小島委員長 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

役員は厚生大臣の任命または承認を受けて会長が任命するものとしたし、資本金はその全額を政府が予算の定めるところにより、出資するものとしたしました。振興金の業務につきましては、まず第一に社会福祉施設の修理、改造、拡張、整備、災害復旧に要する資金、または経営に必要な他の資金を貸し付けること、第二は、施設職員の研修、福利厚生、その他福祉事業振興上必要と認められる事業を行う者に対して、必要な資金の貸付けまたは助成を行うこと。この二つであります。しかしてこれらの業務を行うについては、業務方法書に貸付限度、利率、期限、元利金回収に関する事項、担保等の事項及び助成の限度、目的等を記載いたし、厚生大臣の認可を受けしめるのであります。また、毎年度事業計画及び収支支出の予算を定めまして、厚生大臣の認可を受けることとしたし、さらに財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、決算報告書とともに厚生大臣に提出いたし、その承認を受けしめることとしたし、また、剰余金の処分、余裕金の運用等についても制限を加えているのであります。振興会の監督は、厚生大臣がこれに当るものでありまして、必要な命令をすることはもちろん、必要な報告を徴し、立入り検査をなすことを得せしめ、役員員に対しては一定の事由があると

きは、これが解任をなし得るよう規定したのであります。

この振興会は昭和二十九年四月から発足することのできるよう、厚生大臣が設立委員を任命いたし、設立の事務を処理させることとし、また免職の特典等を規定いたしましたのであります。

以上がわれ／＼の小委員会におきましてつくりました法律案の概要であります。

以上をもちまして小委員会の報告を終わります。

○小島委員長 引続き昨日当委員会に付託になりました社会福祉事業振興会法案を議題とし、審査に入ります。まず提出者より趣旨の説明を聴取することにいたします。青柳一郎君。

社会福祉事業振興会法案
社会福祉事業振興会法

目次

- 第一章 総則(第一条—第九条)
 - 第二章 役員及び職員(第十条—第十七条)
 - 第三章 評議員会(第十八条—第二十二條)
 - 第四章 業務(第二十三条—第二十五条)
 - 第五章 会計(第二十六条—第三十一条)
 - 第六章 監督及び補則(第三十二条—第三十四条)
 - 第七章 罰則(第三十五条—第三十七条)
- 附則
第一章 総則
- 第一条 社会福祉事業振興会は、社

会福祉法人に対し社会福祉事業施設の経営に必要な資金を融通し、その他社会福祉事業に關し必要な助成を行い、もつて社会福祉事業の振興を図ることを目的とする。

(法人格)
第二条 社会福祉事業振興会(以下「振興会」という。)は、法人とする。

(事務所)
第三条 振興会は、主たる事務所を東京都に置く。
2 振興会は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)
第四条 振興会の資本金は、政府がその全額を出資する。

2 政府は、予算に定める金額の範囲内で振興会に出資するものとする。
(定款)
第五条 振興会は、定款をもつて左の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金及び資産に関する事項
- 五 役員に関する事項
- 六 評議員会及び評議員に関する事項
- 七 業務及びその執行に関する事項
- 八 会計に関する事項

2 定款の変更は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)
第六条 振興会は、政令の定めると

ころにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3 登記した事項は、登記所において、遅滞なく、公告しなければならない。
(名称の使用制限)
第七条 振興会でない者は、社会福祉事業振興会という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(解散)
第八条 振興会の解散及びその解散した場合における残余財産の処置については、別に法律で定める。

(法人に關する規定の準用)
第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力、第五十条(法人の住所)及び第五十四条(理事の代表権の制限)の規定は、振興会に準用する。
第二章 役員及び職員

(役員)
第十条 振興会に、役員として、会長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員職務の制限)
第十一条 会長は、振興会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、会長の定めるところにより、振興会を代表し、会長を補佐して振興会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときにはその職務を行う。

3 監事は、振興会の業務を監査する。

(役員任命)
第十二条 会長及び監事は、厚生大臣が任命する。

2 理事は、会長が厚生大臣の認可を受けて任命する。
(役員任期)
第十三条 役員任期は、四年とする。

2 役員は、再任されることができ

3 役員が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならぬ。補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
(役員欠格事由)
第十四条 左の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
- 二 第三十五条の規定により刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第三十四条第四項各号(役員欠格)の一に該当する者

(役員兼職禁止)
第十五条 会長及び理事は、他の職業に従事してはならない。但し、会長又は理事としての職務の執行に支障がないものと認めて厚生大臣が許可した場合は、この限りでない。

(代表権の制限)
第十六条 振興会と会長又は理事と

の利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が振興会を代表する。

(役員及び職員地位)
第十七条 振興会の役員及び職員(常時勤務して一定の報酬を受ける職員であつて、二箇月以内の期間を定めて雇用される者をいう。以下同じ)は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会
第十八条 振興会に評議員会を置く。

2 評議員会は、十人以上二十人以上の評議員をもつて組織する。
(評議員会の権限)
第十九条 左に掲げる事項については、会長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- 一 定款の変更
- 二 予算及び第三十一条の規定により厚生大臣の認可を受けることを必要とする借入金金の借入
- 三 第二十四条第一項の規定による業務方法書の決定及び変更
- 四 その他業務に關する重要事項

20 定款をもつて定めるもの
第二十条 評議員会は、振興会の業務若しくは資産の状況又は役員業務執行の状況について、会長に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は会長から報告を徴することができる。

(評議員の任命、任期及び欠格事由)
第二十一条 評議員は、振興会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者及び社会福祉事業関係者の中から、厚生大臣が任命する。

2 第十三条及び第十四条の規定は、評議員に準用する。
(評議員会の会議)
第二十二条 評議員会は、会長が招集する。

2 評議員会に議長を置き、評議員の互選で定める。
3 会長は、評議員の三分の一以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から三十日以内にこれを招集しなければならない。

4 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
5 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
6 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第四章 業務
第二十三条 振興会は、第一条の目的を達成するため、左の業務を行う。
一 社会福祉法人に対し、社会福祉事業施設の修理、改造、拡張、整備若しくは災害復旧に要する資金又は社会福祉事業施設の経営に必要なその他の資金を貸し付けること。

二 社会福祉事業施設の職員等社会福祉事業に関する事務に従事する者研修、福利厚生その他社会福祉事業の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、必要な資金を貸し付け、又は助成を行うこと。
三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

2 振興会は、前事業年度における損益計算上の利益金から、繰越欠損の補てんに充てた金額及び当該事業年度において第二十九条第一項の規定による積立金として積み立てられた金額を控除した金額に相当する金額の範囲内においてのみ、前項第二号の規定による助成を行うことができる。
(業務方法書)
第二十四条 振興会は、業務開始の際、業務方法書を定め、厚生大臣に提出してその認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

2 前項の業務方法書には、資金の貸付の限度、利率及び期限、担保に関する事項、元利金の回収に関する事項等貸付に関する業務の方法、助成の限度及び目的並びに第二十五条第二項の規定による代理業務に関する準則を記載しなければならない。
(貸付業務の代理等)
第二十五条 振興会は、厚生大臣の認可を受けて、その貸付業務の一部を他の法人に代理させることができる。

の貸付業務の一部を代理させようとするときは、その法人に対して代理業務に関する準則を示さなければならない。
3 前二項の規定により貸付業務の代理をする法人の役員又は職員であつて当該代理業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
第五章 会計
第二十六条 振興会の事業年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

2 振興会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完成しなければならない。
(事業計画及び予算)
第二十七条 振興会は、毎事業年度、事業計画並びに収入及び支出の予算を作成し、事業年度開始前に厚生大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、また同様とする。
(財務諸表)
第二十八条 振興会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、監事の意見をつけて、決算完了後二箇月以内に厚生大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の財務諸表及び決算報告書を、監事の意見をつけて、決算完了後一箇月以内に評議員会に報告しなければならない。
3 振興会は、第一項の規定による厚生大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、同項の財務諸表を官報に公告し、且つ、各事務所に備置かなければならない。
(利益金の処分)
第二十九条 振興会は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、繰越欠損がある場合においては、まずこれを繰越欠損の補てんに充て、なお残余があるときは、繰越欠損以外の損失の補てんに充てるため、当該利益金の一部を積立金として積み立てなければならない。

2 前項の積立金は、同項の繰越欠損以外の損失の補てんに充てる場合を除くほか、これを取りくずしてはならない。
(余裕金の運用)
第三十条 振興会は、左の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
一 国債又は地方債の取得
二 銀行への預金又は郵便貯金
三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託
(借入金)
第三十一条 振興会は、厚生大臣の定める場合を除くほか、借入金をするについては、厚生大臣の認可を受けなければならない。
第六章 監督及び補則
第三十二条 振興会は、厚生大臣が監督する。

2 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ、
(報告及び検査)
第三十三条 厚生大臣は、必要があると認めるときは、振興会若しくはその貸付業務を代理する法人に報告をさせ、又は当該職員をして振興会若しくはその貸付業務を代理する法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。但し、貸付業務を代理する者に対しては、当該代理業務の範囲内に限る。
2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(役員解任)
第三十四条 厚生大臣は、振興会の役員が第十四条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 厚生大臣は、振興会の役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。
一 この法律、この法律に基く命令若しくはこれらの法令に基いてする厚生大臣の命令又は定款に違反したとき。
二 前項の規定の適用がある場合を除くほか、刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。
三 心身の故障により職務をとる

2 振興会は、前項の規定によりその

2 振興会は、前項の規定によりその

ことができないとき、その他前二号に掲げるもののほか、役員として不適当であると認められるとき。

第七章 罰則

第三十五条 振興会の役員若しくは職員又はその貸付業務の代理をする法人の役員若しくは職員が、第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 この法律により厚生大臣の認可、許可又は承認を受けなければならない場合において、その認可、許可又は承認を受けなかつたとき。
二 第六条第一項の規定に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。
三 第二十三条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。
四 第三十条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
五 第三十二条第二項の規定による厚生大臣の命令に違反したとき。
第三十七条 第七条の規定に違反して社会福祉事業振興会という名称又はこれに類似する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、昭和二十九年四月

一日から施行する。但し、附則第二項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。
2 厚生大臣は、設立委員を命じて、振興会の設立に関する事務を処理させる。

3 設立委員は、定款を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。
4 前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、政府に対し出資金の払込の請求をしなければならない。

5 出資金の払込があつた日（出資金が分割して払い込まれる場合においては、第一回の払込があつた日）において、設立委員は、その事務を振興会の会長に引き継がなければならない。
6 振興会の会長が前項の事務の引き継ぎを受けたときは、その引き継ぎを受けた日において、役員全員は、政令の定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

7 振興会は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。
8 この法律中社会福祉法人には、当分の間、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する児童福祉施設又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者更生援護施設を設置する民法第三十四条（公益法人）の法人及び更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三十三号）の規定により更生保護事業を営む民法第三十四条の法人

を含むものとする。
9 第七条の規定は、この法律の施行（附則第一項本文の規定による施行をいう。以下同じ）の際現に社会福祉事業振興会という名称又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律の施行後六箇月を限り適用しない。
10 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。
第五十二条の二を第五十二号の三とし、第五十二号の三を第五十二号の四とし、第五十二号の次に次の一号を加える。
五十二の二 社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第号）の定めるところにより、社会福祉事業振興会につき、認可を与え、その他監督等を行うこと。

11 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第十九条第七号中「社会福祉法人」の下に、「社会福祉事業振興会」を、「社会福祉事業法」の下に「社会福祉事業振興会」を加え、同条第十八号中「私立学校振興会」の下に、「社会福祉事業振興会」を加え、同条に次の一号を加える。
二十三 社会福祉事業振興会が社会福祉事業振興会法に規定する建物又は貸付業務ノ為ニスル建物又ハ土地ノ抵当権ノ取得ノ登記

12 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

13 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第三条第九号中「社会福祉法人」の下に、「社会福祉事業振興会」を加える。
14 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。
第四条第四号中「私立学校振興会」の下に、「社会福祉事業振興会」を加える。
16 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第二十四条第三号、第二百九十六号及び第七百四十三号第三号中「私立学校振興会」の下に、「社会福祉事業振興会」を加え、第三百四十八条第二項に次の一号を加える。
十三 社会福祉事業振興会が直接その事業の用に供する固定資産

第五号中第六号ノ次に次の一号を加える。
六ノ十一ノ二 社会福祉事業振興会ノ発スル証書、帳簿

17 社会福祉事業法の一部を次のように改正する。
第五十六条第一項中「社会福祉

16 日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）の一部を次のように改正する。
第三十五条第二号中「附則」の下に「並びに社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第号）」を加える。

13 社会福祉事業法の一部を次のように改正する。
第五十六条第一項中「社会福祉

16 日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）の一部を次のように改正する。
第三十五条第二号中「附則」の下に「並びに社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第号）」を加える。

13 社会福祉事業法の一部を次のように改正する。
第五十六条第一項中「社会福祉

16 日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）の一部を次のように改正する。
第三十五条第二号中「附則」の下に「並びに社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第号）」を加える。

13 社会福祉事業法の一部を次のように改正する。
第五十六条第一項中「社会福祉

17 社会福祉事業法の一部を次のように改正する。
第五十六条第一項中「社会福祉

16 日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）の一部を次のように改正する。
第三十五条第二号中「附則」の下に「並びに社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第号）」を加える。

13 社会福祉事業法の一部を次のように改正する。
第五十六条第一項中「社会福祉

16 日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）の一部を次のように改正する。
第三十五条第二号中「附則」の下に「並びに社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第号）」を加える。

13 社会福祉事業法の一部を次のように改正する。
第五十六条第一項中「社会福祉

16 日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）の一部を次のように改正する。
第三十五条第二号中「附則」の下に「並びに社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第号）」を加える。

13 社会福祉事業法の一部を次のように改正する。
第五十六条第一項中「社会福祉

16 日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）の一部を次のように改正する。
第三十五条第二号中「附則」の下に「並びに社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第号）」を加える。

○青柳委員 たいだいま小委員会の御報告をいたしましたが、小委員会におきましては先ほど御報告の通りの法律案を満場一致をもつて各党共同提案せんとすることをきめたのでございます。その内容につきましては先ほどの報告書の通りでございます。

○小島委員 本案に關して質疑はございませぬか。——本案についての質疑もないようですから、本案の質疑を終了したものと認めるに御異議ございませぬか。

○小島委員 御異議もないようですから、本案の質疑を終了したものと認めるに御異議ございませぬか。

次に本案の討論に入るのであります。が、本案の討論については別に通告もございませぬので、これを省略し、ただちに採決いたすことに御異議ございませぬか。

○小島委員 御異議なしと認めます。よつて本案の討論は省略し、ただちに採決いたします。本案を原案の通り可決するに御異議ございませぬか。

○小島委員 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決いたされま

○小島委員 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決いたされま

○小島委員 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決いたされま

一部を改正する法律案を議題とし、審査に入り。まず提出者より趣旨の説明を聴取することにいたしました。青柳一郎君。

災害救助法の一部を改正する法律案

災害救助法の一部を改正する法律案
災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「収容施設」を「収容施設(応急仮設住宅を含む。)」に改め、同項第二号中「食品の給与」の下に「及び飲料水の供給」を加え、同項第八号を第十号とし、第五号から第七号までを順次二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 災害にかかった者の救出
六 災害にかかった住宅の応急修理

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 厚生大臣、都道府県知事、第三十条の規定により救助の実施に関する都道府県知事の職権の一部を委任された市町村長(特別区長を含む。以下同じ)又はこれらの者の命を受けた者は、非常災害が発生し、現に応急的な救助を行う必要がある場合には、その業務に関し緊急を要する通信のため、公衆電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法(昭和二十八年法律第 号)第三十三条(有線電気通信設備の届出)第三項第三号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備

備を使用することができる。

第三十条中「特別区長を含む。以下同じ。」を削る。

第三十三条第一項中「救助に要する費用」を「救助に要する費用(救助の事務を行うのに必要な費用を含む。)」に改める。

第三十六条中「法定外普通税を除く。」を「法定外普通税を除く。以下同じ。」に、「百分の一」を「百分の二」に、「第十五条第一項の規定に基づく地方財政委員会規則」を「第十四条第一項に、「百分の十」を「百分の二十」に、「百分の二十」を「百分の四十」に改める。

第三十八条中「災害救助基金の」の下に「各年度における」を加え、「五百万円」を「当該都道府県の当該年度の前年度の前三年間の当該地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額」に、「毎年度」を「当該年度において」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の規定により算定した各年度における災害救助基金の最少額が五百万円に満たないときは、当該年度における災害救助基金の最少額は、五百万円とする。

第四十三条中「五百万円以上」を「第三十八条の規定による最少額以上」「五百万円」を「同条の規定による最少額」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第三十三条及び第三十六条の改正規定は、昭和二十八年四月一日から適用する。

2 有線電気通信法(昭和二十八年

法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十條中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二十八条の規定により、厚生大臣、都道府県知事、同法第三十条の規定により救助の実施に関する都道府県知事の職権の一部を委任された市町村長(特別区の区長を含む)又はこれらの者の命を受けた者が使用するとき。

第三 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第六十四条第一項中第八号を第九号とし、第六号及び第七号をそれぞれ一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二十八条の規定により、厚生大臣、都道府県知事、同法第三十条の規定により救助の実施に関する都道府県知事の職権の一部を委任された市町村長(特別区の区長を含む)又はこれらの者の命を受けた者が使用するとき。

○青柳委員 たいだいま議題となりまして災害救助法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

災害救助法は、昭和二十二年十月十八日に施行されましたから、今日まで六箇年になん／＼とするのであります

るが、その間本法が非常災害時における唯一の応急救助の基本的法律として、重大かつ効果的な役割を果して参りましたことにつきましては、今さら申し上げるまでもないことでありまして、この法律によつて救助されました者は約一千一百万人にも上るのであります。

しかし、その後の本法運用の実際は、必ずしも十分な使命を果し得るとはいへない部分もあるものでありまして、ことに今次西日本並びに近畿地方の豪雨による水害の罹災者に対する応急救助の経験にかんがみまして、救助の種類を増加拡充して、その救助内容の適正化をはかるとともに、救助機に電気通信設備の優先的使用を認め、かつ国庫負担の規定を改正して、地方財政負担の軽減をはかり、あわせて災害救助基金を充実にせしめ、もつて非常災害時の応急措置に遺憾なからしめるよう、ここに災害救助法の一部を改正する法律案を各派共同で提案することといたしましたのであります。

今回の改正におけるおもな点を申し上げますと、次の通りであります。

第一に、この法律の救助の種類を増加充実にし、救助内容を整備することとす。その適正化を期したことであります。現行の救助の種類中において「収容施設」の概念を拡張して、収容施設の中に「応急仮設住宅」を含めることといたしました。同時に、「飲料水の供給」「災害にかかった者の救出」及び「災害にかかった住宅の応急修理」をも含めることといたしましたのであります。

第二に、この法律の救助の実施を円滑ならしめるために、救助機関に対

し、応急救助を行うために必要がある場合に、有線並びに無線の電気通信設備の使用を許したことであります。現に非常災害が発生した場合の応急的な救助は、一刻を争う緊急なことでありますから、あらゆる手段を尽して、すみやかに情報を収集し、また即刻救助を実施するとともに、情報を流して民心を安定せしめる必要があることは申すまでもないことであります。従いましてかかる緊急な事態の発生した場合におきましては、何よりも優先的にこうした救助の実施に当ります厚生大臣、都道府県知事、都道府県知事から救助の実施に関する職権の一部を委任された市町村長、またはこれ等の者の命を受けた者に対して、有線電気通信設備または無線設備の使用を許すことといたしましたのであります。

第三に、この法律の救助事務の円滑を期するために、国庫負担の対象額中に「救助の事務を行うのに必要な費用」を含めしめることといたしましたのであります。救助事務費は、救助活動を行うに必要不可欠からざるものであることはいまさら申すまでもありません。しかるに従来は、この当然に国庫の負担となるべき救助事務費が、国庫負担の対象から除外されていたのであります。今回この不当を改めて、事務費も国庫負担の対象額中に含めることといたしましたのであります。

第四に、この法律の国庫負担の対象額を基礎額と、その国庫負担の割合とを改めたことであります。現行では、当該都道府県の普通税収入見込額の百分の一を越える場合に、初めてその越えた金額が国庫負担の対象となるのであります。都道府県はその財政負担

の過重から、とかく法が期待する災害救助を行ない得ない実情にあるのであります。よつてこれを「千分の二を超えたる金額」は、国庫負担の対象となるよう改め、もつて都道府県が、財政的な考慮に煩わされることなく、法の期待するような救助が確実に実施できるようにいたしましたのであります。

第五に、この法律の災害救助基金を充実に、都道府県知事の応急救助活動が実施しやすいようにいたしましたのであります。災害救助基金の制度は、災害時のために古来わが国の伝承してきた備荒貯蓄の制度の一方方法でありまして、現在といえども、その充実はまことに願わしいところでありますので、各都道府県の財政力に応じて横立てしめることとしたのであります。

第六に、この法律の施行期日を公布の日から施行することとし、第三十三条及び第三十六条は、昭和二十八年四月一日から施行することとしたのであります。

以上が本案の概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御協賛あらんことを望みます。

○小島委員長 本案に関して御質疑はございませんか。——本案についての質疑もないようですから、本案の質疑は省略し、ただちに討論に入るに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小島委員長 御異議ないようですから、ただちに本案の討論に入ります。討論について格別の通告もありませんので、これを省略し、ただちに採決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

す。よつて本案の討論は省略し、ただちに採決いたします。

○小島委員長 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお本日議決いたしました三法案に關する委員会の報告書の作成に關しましては、いずれも委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小島委員長 なお理事の欠員を補充したいと思ひます。理事の堤ツルヨ君が去る十七日委員を辞任されましたので、現在理事が欠員となつております。その補欠選挙を行いたいと思ひますが、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小島委員長 御異議なしと認め、再び当委員に選任されました堤ツルヨ君を理事に指名いたします。

次会は明後月曜日午前十時より開会することとし、本日は、これをもつて散会いたします。

午前十一時八分散会

〔参照〕
歯科医師法の一部を改正する法律案
(参議院提出)に關する報告書
社会福祉事業振興会法案(青柳一郎君外二十四名提出)に關する報告書

災害救助法の一部を改正する法律案
(青柳一郎君外二十二名提出)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕